

下記1名について、所在不明等により市税等納税通知書を送達することができないため、津久見市税条例第18条により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は津久見市税務課に保管し、送達を受けるべき者からの請求があったときは、いつでもこれを交付する。

令和 8年 8月 26日

津久見市長 石 川 正 史



送達を受けるべき者		送達をすべき書類			
納税義務者 氏名	通知書番号	年度	税目	期別	納期限
LY VAN THANG	56880	8	市県民税・ 森林環境税	2期	令和8年8月31日
				3期	令和8年11月2日
				4期	令和9年2月1日
以下余白					

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。